

# 大田区障がい者差別解消支援地域協議会について

## 1 設置目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）第1条に規定する「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指す。

## 2 委員構成

大田区障がい者施策推進会議委員と区内在住の障がい当事者委員（地域協議会のみ）の参加で構成する。

## 3 主な役割

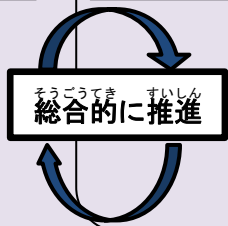
- 主として以下のことについて協議し、障がい者差別解消に向けた取組につなげていく。
  - 障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うための地域ネットワークの構築
  - 障がい者差別に関する相談事例などについての情報共有
  - 障がい者への理解を促進するための普及啓発の取組

## 4 機能・連携のイメージ

障がいのある人もない人も、  
地域で自分らしく安心して暮らせるまちを目指して

大田区障がい者施策推進会議

- 「おおた障がい施策推進プラン（障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、発達障がい児・者支援計画）」に関する検討等を行う。



大田区障がい者差別解消支援地域協議会

- 障がい者差別解消の推進に向けて、集積した相談事例の共有や、地域における連携強化の取組、理解啓発の取組の検討等を行う。

## 5 会議のすすめ方について

### (1) 会議の開催について

内容	
①	年に2回程度、平日の日中の時間（1時間～1時間30分程度）で開催します。
②	会場は、主に障がい者総合サポートセンターの5階多目的室を使用します。
③	委員の方には、会議の1か月前を目途に、郵送で開催案内の文書を送ります。
④	委員の方には、会議の1週間前を目途に当日の資料をお渡しします（郵送等）。
⑤	希望する委員の方には、当日の会議の内容について事前に説明を行います。
⑥	会議を公開にしているため、委員や区の出席者以外の方でも傍聴することができます。傍聴の方は発言をすることはできません。
⑦	手話通訳者や要約筆記者等の配置を必要に応じて行います。

### (2) 会議の進行について

内容	
①	会議の司会は会長が行い、会長が欠席などの場合は副会長が行います。
②	次第に沿って会議をすすめます。議題のところでは、最初に、配付した資料などをを使って、事務局が簡単に説明を行います。その後に委員の方から意見や質問をいただきます。
③	発言をしたいときは、手を挙げてください。司会が発言者を指名します
④	司会に名前を呼ばれたら、マイクを渡すので発言をしてください。発言をするときは、最初に自分の名前を言うようにしてください。
⑤	ゆっくりとわかりやすい言葉で話すように心がけてください。
⑥	必要に応じて、区の職員や他の委員などが補助を行います。
⑦	話の内容がわからないときなどは、「〇×カード」を挙げてください。希望する方に事前にお渡しをしておきます。
⑧	1時間を超える会議の場合は、途中で10分程度の休憩をいれます。

### (3) 配付資料について

内容	
①	配付資料は、基本的に漢字などにルビをふって作成します。
②	配布資料は、できるだけわかりやすい言葉や図などを使って作成します。
③	配付資料の右上に、会議の名前、日付、資料番号を記載します。
④	掲載するとともに、障害福祉課、各地域福祉課、障がい者総合サポートセンターで閲覧ができるようにしています。